

遊泳用プール

	検査項目	水質基準	水質が不適合の場合
1	水素イオン濃度	pH 値 5.8 以上 8.6 以下であること。	補水、換水、循環ろ過※の改善その他の方法により速やかに改善を図ること。 ※循環ろ過装置の処理水質は、その出口における濁度が 0.5 度以下であること（0.1 度以下が望ましい）。
2	濁度	2 度以下であること。	
3	過マンガン酸カリウム消費量	12 mg/L 以下であること。	
4	遊離残留塩素濃度	0.4 mg/L 以上であること。また、1.0 mg/L 以下が望ましいこと。（塩素に代えて二酸化塩素により消毒を行う場合には、二酸化塩素濃度は 0.1 mg/L 以上 0.4 mg/L 以下であり、亜塩素酸濃度は 1.2 mg/L 以下であること。）	0.4 mg/L を下回った場合は遊泳を一時中止し、塩素剤を追加するなどにより遊離残留塩素濃度を 0.4 mg/L 以上としてから遊泳を再開すること。（二酸化塩素を消毒に用いる場合は、0.1 mg/L を下回った場合は遊泳を一時中止し、二酸化塩素を追加するなどにより二酸化塩素濃度を 0.1 mg/L 以上としてから遊泳を再開すること。また、0.4 mg/L を超えたとき又は亜塩素酸濃度が 1.2 mg/L を超えたときは二酸化塩素の注入量の調整や補水等によって速やかに改善を図ること。）
5	大腸菌	検出されないこと。	速やかに遊離残留塩素濃度を測定し、濃度が 0.4 mg/L を下回った場合は、遊離残留塩素濃度の措置を講ずること。0.4 mg/L 以上であった場合は、大腸菌の由来等を検討し、ろ過※の改善等必要な措置を講ずること。 ※循環ろ過装置の処理水質は、その出口における濁度が 0.5 度以下であること（0.1 度以下が望ましい）。
6	一般細菌	200 CFU/mL 以下であること。	補水、換水、循環ろ過※の改善その他の方法により速やかに改善を図ること。また、塩素剤の濃度の管理にも十分留意すること。 ※循環ろ過装置の処理水質は、その出口における濁度が 0.5 度以下であること（0.1 度以下が望ましい）。
7	総トリハロメタン	暫定目標値としておおむね 0.2 mg/L が望ましいこと。	

学校プール

	検査項目	水質基準	基準不適合の場合
1	遊離残留塩素	0.4 mg/L 以上であること。また、1.0 mg/L 以下であることが望ましい。	塩素剤を投入し、一定濃度以上の遊離残留塩素を維持する。
2	pH 値	5.8 以上 8.6 以下であること。	補給水や pH 調整剤で pH 調整を行う。
3	大腸菌	検出されないこと。	プールの使用を中止し、塩素消毒を強化する。大腸菌が検出されないことを確認できた場合にプールの再開を認める。
4	一般細菌	1mL 中 200 コロニー以下であること。	塩素消毒を強化する。
5	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	12 mg/L 以下であること。	入替え式のプールではプール水の一部または全換水する。循環ろ過装置を使用するプールではろ過装置の使用時間を長くし、過マンガン酸カリウム消費量が減らなければ補給水を増やす。
6	濁度	2 度以下であること。	循環ろ過装置の使用時間を長くするなど、濁度が回復するまで浄化する。
7	総トリハロメタン	0.2 mg/L 以下であることが望ましい。	一部または全換水する。
8	循環ろ過装置の処理水	循環ろ過装置の出口における濁度は、0.5 度以下であること。また、0.1 度以下であることが望ましい。	ろ過装置を洗浄する。